

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和元年10月4日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ鶴店
岐阜県岐阜市鶴7丁目74番地1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
代表取締役 関口 憲司
愛知県稲沢市天池五反田町1番地